



第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第 33 号
令和 4 年 5 月 26 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 13 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長と竹中工務店との面談メモ（平成 28 年 11 月 28 日）		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 4 年 5 月 26 日	以降 午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するため、一部を非公開とします。 （第 7 条第 1 項第 1 号） 当該行政文書には、受託業者からの参加者の姓が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であるため		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

市長と竹中工務店との面談メモ

◎日 時 11月28日(月) 9時15分～9時50分

◎場 所 市長室

◎出席者 本市側(5名): 河村市長、北角特別秘書、西野所長、
渡辺主幹、館主幹

竹中側(4名): [REDACTED]、[REDACTED]、

[REDACTED]、[REDACTED]

◎主な内容

- ・市長から本市が考える工程について説明したうえで、竹中工務店が想定する課題及び要望等についてヒアリング
- ・竹中工務店からは、木材の発注時期が遅れると、提案時に見込んでいた木材の確保が困難となること、また、仮設工事や解体工事について着手時期が遅れると、東京オリンピックの建設需要の高まりの影響を受ける恐れがあり、概算事業費が増加する可能性があることなどの問題点を指摘
- ・竹中工務店から、その課題を解消するためには、文化庁の許可をできるだけ早くとり、仮設工事・解体工事の着手時期を早めることが必要で、文化庁の許可を前倒しに取る工夫はできないかの提案
- ・本市としては、文化庁の現状変更許可については熊本地震を受けて石垣の詳細調査の期間を鑑みると、竹中工務店の提案は困難であると認識しているが、一度検討すると回答